

社会資本整備審議会 道路分科会
第1回 沖縄地方小委員会
議 事 次 第

日時 平成24年 1月17日(火)
10:00～12:00

場所 沖縄総合事務局(4階)事業審査室

1. 開会

2. 議題

一般国道58号 北谷拡幅について(平成24年度新規事業箇所)

3. その他

沖縄西海岸道路(那覇西道路)開通後の交通状況について(報告)

4. 閉会

社会資本整備審議会 道路分科会 沖縄地方小委員会 委員名簿

- ◎ ありずみ やすのり
有住 康則 琉球大学工学部教授
- おおしろ たもつ
大城 保 沖縄国際大学経済学部教授
- きたはら しゅういち
北原 秋一 沖縄キリスト教学院大学人文学部特任教授
- さどやま みちこ
佐渡山 美智子 (有) フリーランスネットワーク代表
- たちはら かつのり
立原 一憲 琉球大学理学部准教授
- はら ひさお
原 久夫 琉球大学工学部准教授
- まえどまり ひろもり
前泊 博盛 沖縄国際大学経済学部教授

※敬称略、五十音順

◎委員長

沖縄地方小委員会について

1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

2. 主な議題等

- ① 計画段階評価
- ② 新規事業採択時評価
- ③ 地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取

①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

社会資本整備審議会道路分科会 沖縄地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて沖縄総合事務局(以下「事務局」という。)に設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、事務局からの報告を受けること。
- 2 事務局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成12年6月7日政令第299号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、事務局開発建設部建設行政課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年12月17日から施行する。